

## 公告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、京都市百井青少年村の指定管理者を次のとおり公募します。

平成17年7月1日

京都市長 榎本 頼 兼

### 1 指定施設

#### (1) 名称

京都市百井青少年村

#### (2) 所在地

京都市左京区大原百井町356番地

#### (3) 施設の概要

##### ア 用地面積

13,740.74m<sup>2</sup> (うち山林面積3,467.74m<sup>2</sup>)

##### イ 施設内容

##### (ア) 宿泊設備

a 山の家 (木造1階建・277.84m<sup>2</sup>)

b ロッジ (木造2階建 (A・B棟) ・125.86m<sup>2</sup>)

c テントサイト

##### (イ) 研修等各種屋内活動設備

交流センター (鉄筋コンクリート造2階建・277.84m<sup>2</sup>)

##### (ウ) 管理棟 (鉄骨造1階建・72.50m<sup>2</sup>)

##### (エ) 付帯設備 (野外炊事場, 営火場, トイレ, ロビー, 事務室ほか)

### 2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 使用申込の受付, 使用の許可に係る業務

(2) 使用料の徴収に係る業務

(3) 夏期期間 (7月20日から8月31日まで) における野外活動の指導に係る業務

(4) 夏期期間における施設, 附属設備及びその他の物品の保持に係る業務

(5) その他, 青少年村の管理運営に関し, 市長が必要と認める業務

### 3 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（予定）

#### 4 応募資格

次の各号に掲げる条件に該当する法人その他の団体とします。

- (1) 青少年活動支援施設及びそれに準じた施設の管理並びに運営について概ね2年以上の実績を有すること。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 法人税又は所得税

イ 消費税

ウ 本市の市税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

#### 5 募集要項の配布

平成17年7月1日から平成17年7月25日の間に、9に記載する問い合わせ先において配布するとともに、PDF形式のファイルをホームページに掲載する。

#### 6 応募手続

##### (1) 応募に必要な書類

ア 指定申請書（第1号及び第2号様式）

イ 添付書類

(ア) 団体概要書（第3号様式）

- (イ) 申請団体の財務状況等を記載した書類
- (ウ) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (エ) 指定施設の管理に係る収支計画書
- (オ) その他市長が必要と認める書類

## (2) 書類の受付

### ア 提出期間

平成17年7月1日(金)から平成17年7月25日(月)まで、

受付時間は、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

### イ 提出方法

持参に限る

### ウ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課

## 7 指定管理者の決定方法

### (1) 選定委員会による審査

学識経験者等で構成する選定委員会において、申請団体から提出された応募書類及び当該申請団体によるプレゼンテーションの内容に基づき、次に掲げる事項について審査を行う。

#### ア 申請団体の適格性

#### イ 事業運営に関する計画

(ア) 事業の方向性・内容

(イ) 業務の執行体制

(ウ) サービス向上の取組

(エ) 施設の維持管理及びその他の取組

#### ウ 経営管理に関する計画

### (2) 指定候補者の選定

選定委員会による審査の結果及び申請団体が指定施設の管理運営経費として計上する金額を総合的に評価して、指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定する。

### (3) 市会の議決及び指定管理者の指定

市会に指定候補者を指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定します。ただし、市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがある。

#### 8 補則

前各項に記載するもののほか、詳細は、募集要項に定めるところによる。

#### 9 問い合わせ先

京都市文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

市役所本庁舎3階

電話 075-222-3091 FAX 075-222-3223

ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/kinsei/index.htm>

電子メール [kinsei@city.kyoto.jp](mailto:kinsei@city.kyoto.jp)

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)